

中小企業金融円滑化法をふまえた措置の実施状況について (平成21年12月末)

中小企業金融円滑化法(「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成21年法律第96号)」をいいます。)の施行をふまえ、住宅金融支援機構は、住宅ローンのご返済が困難となったお客様への対応、並びに事業系融資(賃貸住宅融資・まちづくり融資等)において返済が困難となったお客様への対応に、これまで以上に取り組んでいます。

中小企業金融円滑化法の趣旨をふまえた措置の実施状況については、以下のとおりです。

○ 法第4条をふまえた措置の実施状況(平成21年12月4日～12月31日)

(表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額

[債務者が中小企業者である場合]

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	9	1,862
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	0	0
他の金融機関により法の施行日後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の件数・金額	0	0
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	9	1,862
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	0	0

※ 信用保証協会等による債務保証に該当する債権はない。

○ 法第5条をふまえた措置の実施状況(平成21年12月4日～12月31日)

(表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額

[債務者が住宅資金借入者である場合]

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	4,232	63,295
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	452	6,906
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	93	1,562
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	3,501	52,333
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	186	2,494

中小企業金融円滑化法をふまえた措置の実施状況について (平成22年1月末)

中小企業金融円滑化法(「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成21年法律第96号)」をいいます。)の施行をふまえ、住宅金融支援機構は、住宅ローンのご返済が困難となったお客様への対応、並びに事業系融資(賃貸住宅融資・まちづくり融資等)において返済が困難となったお客様への対応に、これまで以上に取り組んでいます。
中小企業金融円滑化法の趣旨をふまえた措置の実施状況については、以下のとおりです。

○ 法第4条をふまえた措置の実施状況(平成21年12月4日～平成22年1月31日)

(表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額
〔債務者が中小企業者である場合〕

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	44	6,683
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	3	505
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	0	0
他の金融機関により法の施行日後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の件数・金額	0	0
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	41	6,177
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	0	0

※ 信用保証協会等による債務保証に該当する債権はない。

○ 法第5条をふまえた措置の実施状況(平成21年12月4日～平成22年1月31日)

(表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	8,942	145,358
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	1,838	27,270
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	226	3,012
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	6,193	106,198
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	685	8,878

中小企業金融円滑化法をふまえた措置の実施状況について (平成22年2月末)

中小企業金融円滑化法(「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成21年法律第96号)」をいいます。)の施行をふまえ、住宅金融支援機構は、住宅ローンのご返済が困難となったお客様への対応、並びに事業系融資(賃貸住宅融資・まちづくり融資等)において返済が困難となったお客様への対応に、これまで以上に取り組んでいます。

中小企業金融円滑化法の趣旨をふまえた措置の実施状況については、以下のとおりです。

○ 法第4条をふまえた措置の実施状況(平成21年12月4日～平成22年2月28日)

(表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額

[債務者が中小企業者である場合]

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	70	13,023
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	15	2,780
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	0	0
他の金融機関により法の施行日後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の件数・金額	0	0
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	54	10,169
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	1	74

※ 信用保証協会等による債務保証に該当する債権はない。

○ 法第5条をふまえた措置の実施状況(平成21年12月4日～平成22年2月28日)

(表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額

[債務者が住宅資金借入者である場合]

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	13,501	188,309
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	4,283	59,164
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	372	5,386
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	7,313	103,321
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	1,533	20,439

中小企業金融円滑化法をふまえた措置の実施状況について (平成22年3月末)

中小企業金融円滑化法(「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成21年法律第96号)」をいいます。)の施行をふまえ、住宅金融支援機構は、住宅ローンのご返済が困難となったお客様への対応、並びに事業系融資(貸付住宅融資・まちづくり融資等)において返済が困難となったお客様への対応に、これまで以上に取り組んでいます。

中小企業金融円滑化法の趣旨をふまえた措置の実施状況については、以下のとおりです。

○ 中小企業金融円滑化法第4条をふまえた措置の実施状況(平成21年12月4日～平成22年3月31日)

(表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額

[債務者が中小企業者である場合]

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	102	20,870
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	45	7,895
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	2	814
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	52	11,945
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	3	216

※ 信用保証協会等による債務保証に該当する債権はない。

○ 中小企業金融円滑化法第5条をふまえた措置の実施状況(平成21年12月4日～平成22年3月31日)

(表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額

[債務者が住宅資金借入者である場合]

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	18,154	245,613
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	7,876	104,121
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	579	8,149
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	7,063	98,809
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	2,636	34,533